

ボランティア講座

合理的配慮と手話でコミュニケーション



2024年4月1日、障害者差別解消法の改正により、事業者による障がいのある方への**合理的配慮の提供が義務化**されました。これは、障がいのある方が、障がいのない方と同じように社会生活を送る上で生じる障壁を取り除くための、きめ細やかな配慮を事業者に求めるものです。

手話を習得することで**合理的配慮を実践することの1つの行動**となります。この機会に一度手話に触れてみませんか？

手話に触れてみたい

手話を覚えたい

手話に興味ある

【日時】令和7年9月17日(水) 13:30~15:30

【講師】手話サークル「おき」 (受付13:00~)

【会場】隠岐の島町社会福祉センター 研修室

【対象】どなたでも参加可能

【定員】40名(先着順)

【申込期限】令和7年9月10日(水)

※この講座は赤い羽根共同募金が活用されております

お申し込み

隠岐の島町社会福祉協議会 地域福祉係 TEL/FAX 2-0685/2-4517

お問い合わせ

〒685-0027 隠岐の島町原田 396 番地 mail voc@oki-fukushi.net

